

歯科臨床研修プログラム

兵庫県立淡路医療センター

目次

I	プログラムの名称	1
II	プログラムの目的と特徴	1
III	プログラム指導者と施設の概要	1
	1 プログラム指導者	
	2 施設とその概要	
	(1) 施設	
	(2) 概要	
	(3) 指導歯科医	
IV	プログラムの管理運営体制	2
V	定員	2
VI	カリキュラム	2
	1 期間割と研修歯科医配置予定	
	2 研修内容と到達目標	
	(1) 基本習熟目標	
	(2) 基本習得目標	
	3 研修歯科医の勤務時間	
	4 教育に関する行事	
	5 指導体制	
VII	研修歯科医の評価	5
VIII	プログラム修了の認定	5
IX	プログラム修了後のコース	5
X	研修医の処遇	5
XI	資料請求先	5
	(別添)	6

I プログラムの名称

兵庫県立淡路医療センター歯科臨床研修プログラム

II プログラムの目的と特色

歯科治療における基本的手技の修得を第一の目的とし、さらに全身疾患と歯科口腔疾患の関わりを学び、全身管理や他科との連携のあり方についても研修する。また、CTやMRIなど大型最新医療機器、各種検査機器を活用した歯科医療の提供を修得することを目的とする。

当院は歯科の二次医療機関としての役割が大きく、口腔外科的疾患の外来、入院治療が多いことが特徴である。従って、全身管理や関連医科との連携を学ぶことによって、障害者(児)の歯科医療や、来るべき高齢社会における有病者の歯科医療、在宅歯科医療にも対応できる歯科医を育成することを特徴とする。これらのことを通じて、保険・医療に貢献することはいうまでもないが、患者およびその家族とのコミュニケーションを重視し、インフォームド・コンセントの概念を理解させ、医療チームと患者のよりよい人間関係のあり方も修得し、自ら実践できる機会を与えたい。

III プログラム責任者と施設の概要

1 プログラム責任者

石田 佳毅(歯科部長兼歯科口腔外科部長)

2 施設とその概要(単独研修方式)

(1)施設:兵庫県立淡路医療センター

(2)概要:昭和31年開院以後、淡路島(3市、人口約14.5万人)全域を医療圏とする地域密着型の総合病院である。このため一次、二次医療機関から紹介される救命救急、重症疾患に対応できる医療施設と指導能力のある専門医を擁し、さらに充実を図っている。

病床数:441床

(一般病床361床、救命救急センター・ICU16床、結核15床、精神45床、感染4床)

診療科目:内科、循環器内科、呼吸器内科、消化器内科、血液内科、神経内科、精神科、小児科、外科、呼吸器外科、心臓血管外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、麻酔科、リハビリテーション科、歯科、歯科口腔外科、救急科、病理診断科
計26科

総合病院:昭和34年3月承認を受ける。

臨床研修病院:昭和63年4月指定を受ける。

歯科研修病院:平成12年4月告示を受ける。

救急病院:昭和43年3月告示を受ける。

入院基本料:一般 7:1、結核 7:1、精神 15:1

特殊・専門外来診療:小児心臓(第2・4週火曜日午後)・小児腎臓(第1・3・5週木曜日午後)・小児アレルギー(火曜日午後)・小児神経科(第2・4週木曜日午後)・シナジス(第1・3・5週火曜日午後)・膠原病(水曜日午後)・ペースメーカー(第1・3週水曜日午後)・糖尿病(火曜日午前及び午後、木曜日午後)・禁煙(木曜日午後)・肛門(金曜日午後)・乳腺(水曜日午前及び午後、金曜日午前)・ストーマ(火、金曜日午後)

(平成28年度実績)

診療科	内	小	外	整	脳	皮	泌	産	眼	耳	放	麻	精	歯口	感染	形成	救急	計
病床数	167	22	57	45	25	5	10	23	2	5	4		45	4	4	7	16	441
入院	144	10	61	46	19	5	9	29	1	6	3		29	3		11		376
外来	243	28	101	68	29	48	28	90	13	29	27		58	60		17	25	864

注)入院欄は一日平均入院患者数、外来欄は一日平均外来患者数を記載した。

(3) 指導歯科医

石田 佳毅 歯科部長兼歯科口腔外科部長

IV プログラムの管理運営体制

歯科臨床研修の計画管理については、既設の兵庫県立淡路医療センター初期臨床研修プログラム管理委員会に歯科部門を併設して運営を行う。毎年、年度当初に本研修委員会において、前年度の研修の評価を実施し、それに基づいて研修プログラムの修正・追加を行う。

プログラム管理委員会(○印委員長)

- 小山 隆司 (院長)
- 橋本 盛方 (管理局長)
- 石田 佳毅 (歯科部長兼歯科口腔外科部長、プログラム責任者)
- 八橋 明子 (歯科口腔外科医員)
- 杉本 貴樹 (副院長兼心臓血管外科部長)
- 元地 茂樹 (洲本市在住開業歯科医師)

V 定員

1名

研修歯科医の募集は公募とし、面接等による試験を行い最終的にはマッチングにより決定する。

VI カリキュラム

1 期間割と研修歯科医配置予定

1年の研修期間中、6カ月は主に外来にて保存や補綴処置の基本的処置を修得する。後半6カ月はさらに外来での基本手技の習熟と病棟管理、手術室での基本的手技の修得を行う。

2 研修内容と到達目標

研修内容は以下の4点を主とし、具体的な到達目標については後に示す通りとする。

- ◎ 保存、補綴を中心とした基本的手技の習熟
- ◎ 全身疾患を有した患者に対する歯科処置の習熟
- ◎ 口腔外科を中心とした基本手技の習熟
- ◎ 口腔外科入院患者の全身管理の習熟

(1) 基本習熟目標

①医療面接

- ア コミュニケーションスキルの実践
- イ 病歴(主訴, 現病歴, 既往歴及び家族歴)の的確な聴取
- ウ 病歴の正確な記録
- エ 患者の心理・社会的背景への配慮
- オ 患者・家族に必要な情報の十分な提供
- カ 患者の自己決定の尊重(インフォームドコンセントの構築)
- キ 患者のプライバシーの遵守
- ク 患者の心身におけるQOL(Quality Of Life)への配慮
- ケ 患者教育と治療への動機付け

②総合診療計画

- ア 適切で十分な医療情報の収集
- イ 基本的な診察・検査の実践
- ウ 基本的な診察・検査の所見の判断
- エ 得られた情報からの診断
- オ 適切と思われる治療法及び別の選択肢の提示
- カ 十分な説明による患者の自己決定の確認
- キ 一口腔単位の治療計画の作成

③予防・治療基本技術

- ア 基本的な予防法の手技の実施
- イ 基本的な治療法の手技の実施
- ウ 医療記録の適切な作成
- エ 医療記録の適切な管理

④応急処置

- ア 疼痛に対する基本的な治療の実施
- イ 歯, 口腔及び顎顔面の外傷に対する基本的な治療の実施
- ウ 修復物, 補綴装置等の脱離と破損及び不適合に対する適切な処置の実践
- エ 外傷歯への基本的な治療の実践

⑤高頻度治療

- ア 齶蝕の基本的な治療の実践
- イ 歯髄疾患の基本的な治療の実践
- ウ 歯周疾患の基本的な治療の実践
- エ 抜歯の基本的な処置の実践
- オ 咬合・咀嚼障害の基本的な治療の実践
- カ 周術期口腔機能管理の実践

⑥医療管理・地域医療

- ア 保険診療の実践
- イ チーム医療の実践
- ウ 地域医療への参画

(2) 基本習得目標

①救急措置

- ア バイタルサインを観察し、異常を評価
- イ 服用薬剤の歯科診療に関連する副作用を説明
- ウ 全身疾患の歯科診療上のリスクを説明
- エ 歯科診療時の全身的合併症への対策法を説明
- オ 一次救命措置を実践
- カ 二次救命措置の対処法を説明

②医療安全・感染予防

- ア 医療安全対策を説明
- イ アクシデント及びインシデントを説明
- ウ 医療過誤について説明
- エ 院内感染対策を説明
- オ 院内感染対策を実践

③経過評価管理

- ア リコールシステムの重要性を説明
- イ 治療の結果を評価
- ウ 予後を推測

④予防・治療技術

- ア 専門的な分野の情報を収集
- イ 専門的な分野を体験
- ウ POSに基づいた医療を説明
- エ EMBに基づいた医療を説明

⑤医療管理

- ア 歯科医療機関の経営管理を説明
- イ 常に、必要に応じた医療情報の収集
- ウ 適切な放射線管理を実践
- エ 医療廃棄物を適切に処理

⑥地域医療

- ア 地域歯科保健活動を説明
- イ 歯科訪問診療を説明
- ウ 歯科訪問診療を体験
- エ 医療連携を説明

3 研修歯科医の勤務時間

勤務時間は病院の規定に従う。夜間と休日はon call制をとっており、口腔顎顔面領域の救急医療を指導医のもとで研修する。

4 教育に関する行事

教育に関する行事については、週1回の症例カンファレンスおよび月2回の抄読会 ならびに学会や研究会にも積極的に参加する。

5 指導体制

指導歯科医1名と常勤歯科医2名の補助で指導にあたる。

VII 研修歯科医の評価

具体的到達目標を各研修歯科医に配布し、これに記入させることにより、自己評価を行わせる。指導医は自己評価結果を随時点検し、研修医の到達目標達成を授助する。自己評価結果はプログラム終了時に研修プログラム管理委員会の点検を受け、兵庫県立淡路医療センター院長が到達目標達成を認定する。到達目標の達成に必要な症例数は、別添のとおりとする。

VIII プログラム終了の認定

院長名で、研修プログラムを終了したことを記した修了証を交付する。

IX プログラム終了後のコース

臨床研修終了後は、欠員があればさらに1年間の研修コースを考慮する。その後については、大学病院への入局や大学院への進学、他の病院勤務など個別に相談を実施する。

X 研修歯科医の処遇

- 1 身分 兵庫県臨床研修歯科医(日々雇用職員)
- 2 報酬 日額 15,200円(別途超過勤務手当あり)
- 3 勤務時間 8:45~17:30(常勤)
- 4 休暇 有給休暇 10日/1年(2年目は11日/1年)
夏期休暇 無し。年末休暇 有り(12/29~1/3)
- 5 手当 当直手当:20,000円/回
超過勤務手当:有
- 6 社会保険
 - 社会保険、厚生年金保険、労災保険、雇用保険を適用
 - 国家・地方公務員災害補償法の適用は無し
- 7 宿舎 有り(民間借上げ公舎)
- 8 研修医室 有り
- 9 健康管理 年1回定期健康診断を実施
- 10 歯科医師賠償責任保険の扱い 病院で加入
- 11 外部の研修活動 学会、研究会等への参加は可、交通費支給

XI 資料請求先

〒656-0021 兵庫県洲本市塩屋1-1-137

兵庫県立淡路医療センター 総務課 TEL:0799-22-120 FAX:0799-24-5704

(別添)

(1) 基本習熟目標

①医療面接				
到達目標	研修内容	必要な症例数	研修歯科医の指導体制	修了判定の評価基準
ア コミュニケーションスキルの実践	病歴聴取 インフォームド・コンセントの実践	20	指導歯科医・上級歯科医が臨床研修歯科医に患者を配当し、臨床研修歯科医は指導歯科医・上級歯科医の指導の下、治療を行う。研修の進捗状況を把握し、不足している症例がある場合には指導歯科医等の患者の症例を配当する。	目標達成の基準として、左記の症例数を達成していることが必要。
イ 病歴(主訴, 現病歴, 既往歴及び家族歴)の的確な聴取				
ウ 病歴の正確な記録				
エ 患者の心理・社会的背景への配慮				
オ 患者・家族に必要な情報の十分な提供				
カ 患者の自己決定の尊重(インフォームドコンセントの構築)				
キ 患者のプライバシーの遵守				
ク 患者の心身におけるQOL (Quality Of Life)への配慮				
ケ 患者教育と治療への動機付け				

②総合診療計画				
到達目標	研修内容	必要な症例数	研修歯科医の指導体制	修了判定の評価基準
ア 適切で十分な医療情報の収集	治療計画	10	指導歯科医・上級歯科医が臨床研修歯科医に患者を配当し、臨床研修歯科医は指導歯科医・上級歯科医の指導の下、治療を行う。研修の進捗状況を把握し、不足している症例がある場合には指導歯科医等の患者の症例を配当する。	目標達成の基準として、左記の症例数を達成していることが必要。
イ 基本的な診察・検査の実践				
ウ 基本的な診察・検査の所見の判断				
エ 得られた情報からの診断				
オ 適切と思われる治療法及び別の選択肢の提示				
カ 十分な説明による患者の自己決定の確認				
キ 一口腔単位の治療計画の作成				

③予防・治療基本技術

到達目標	研修内容	必要な症例数	研修歯科医の指導体制	修了判定の評価基準
ア 基本的な予防法の手技の実施	齲蝕予防処置	3	指導歯科医・上級歯科医が臨床研修歯科医に患者を配当し、臨床研修歯科医は指導歯科医・上級歯科医の指導の下、治療を行う。研修の進捗状況を把握し、不足している症例がある場合には指導歯科医等の患者の症例を配当する。	目標達成の基準として、左記の症例数を達成していることが必要。
イ 基本的な治療法の手技の実施	歯科診療	20		
ウ 医療記録の適切な作成	カルテ作成	20		
エ 医療記録の適切な管理	カルテ管理	20		

④応急処置

到達目標	研修内容	必要な症例数	研修歯科医の指導体制	修了判定の評価基準
ア 疼痛に対する基本的な治療の実施	a)薬物による局所鎮静法 b)塗布麻酔、浸潤麻酔	a)5 b)3	指導歯科医・上級歯科医が臨床研修歯科医に患者を配当し、臨床研修歯科医は指導歯科医・上級歯科医の指導の下、治療を行う。研修の進捗状況を把握し、不足している症例がある場合には指導歯科医等の患者の症例を配当する。	目標達成の基準として、左記の症例数を達成していることが必要。
イ 歯、口腔及び顎顔面の外傷に対する基本的な治療の実施	縫合処置	3		
ウ 修復物、補綴装置等の脱離と破損及び不適合に対する適切な処置の実践	補綴物損壊の修理・調節	5		
エ 外傷歯への基本的な治療の実践	脱臼歯への固定処置	1		

⑤高頻度治療

到達目標	研修内容	必要な症例数	研修歯科医の指導体制	修了判定の評価基準
ア 齲蝕の基本的な治療の実践	a)レジン修復 b)インレー修復	a)5 b)3	指導歯科医・上級歯科医が臨床研修歯科医に患者を配当し、臨床研修歯科医は指導歯科医・上級歯科医の指導の下、治療を行う。研修の進捗状況を把握し、不足している症例がある場合には指導歯科医等の患者の症例を配当する。	目標達成の基準として、左記の症例数を達成していることが必要。
イ 歯髄疾患の基本的な治療の実践	a)抜髄処置 b)感染根管処置	a)3 b)3		
ウ 歯周疾患の基本的な治療の実践	a)歯科保健指導 b)スケーリング・ルートプレーニング c)歯周外科治療の補助	a)10 b)10 c)2		
エ 抜歯の基本的な処置の実践	a)普通抜歯 b)難抜歯 c)埋伏歯 d)嚢胞摘出 e)歯根端切除	a)10 b)5 c)5 d)1 e)1		
オ 咬合・咀嚼障害の基本的な治療の実践	a)歯冠補綴処置 b)床義歯治療	a)5 b)3		
カ 周術期口腔機能管理の実践	口腔粘膜炎への対応	3		

⑥医療管理・地域医療

到達目標	研修内容	必要な症例数	研修歯科医の指導体制	修了判定の評価基準
ア 保険診療の実践	保険診療・診療報酬について理解し、患者のレセプトを指導医とともに確認する。	20	指導歯科医・上級歯科医が臨床研修歯科医に患者を配当し、臨床研修歯科医は指導歯科医・上級歯科医の指導の下、治療を行う。	目標達成の基準として、左記の症例数を達成していることが必要。
イ チーム医療の実践		20		
ウ 地域医療への参画	地域の講習会に参加する。	1		

(2) 基本習得目標

①救急措置				
到達目標	研修内容	必要な症例数	研修歯科医の指導体制	修了判定の評価基準
ア バイタルサインを観察し、異常を評価		3	指導歯科医・上級歯科医が臨床研修歯科医に患者を配当し、臨床研修歯科医は指導歯科医・上級歯科医の指導の下、治療を行う。	指導歯科医及び講師等が知識・技能の評価を行う。必要に応じてレポートの提出を求める。
イ 服用薬剤の歯科診療に関連する副作用を説明		3		
ウ 全身疾患の歯科診療上のリスクを説明		3		
エ 歯科診療時の全身的合併症への対策法を説明		3		
オ 一次救命措置を実践	BLS の受講	1		
カ 二次救命措置の対処法を説明	ICLS の受講	1		

②医療安全・感染予防				
到達目標	研修内容	必要な症例数	研修歯科医の指導体制	修了判定の評価基準
ア 医療安全対策を説明	院内の講習会に参加し、指導医に説明する。	1	指導歯科医・上級歯科医が臨床研修歯科医に患者を配当し、臨床研修歯科医は指導歯科医・上級歯科医の指導の下、治療を行う。	指導歯科医及び講師等が知識・技能の評価を行う。必要に応じてレポートの提出を求める。
イ アクシデント及びインシデントを説明				
ウ 医療過誤について説明				
エ 院内感染対策を説明				
オ 院内感染対策を実践				

③経過評価管理				
到達目標	研修内容	必要な症例数	研修歯科医の指導体制	修了判定の評価基準
ア リコールシステムの重要性を説明	治療を実施した症例について、症例検討会を行う。	3	指導歯科医・上級歯科医は臨床研修歯科医が経験した症例の検討会を行う。	指導歯科医及び講師等が知識・技能の評価を行う。必要に応じてレポートの提出を求める。
イ 治療の結果を評価				
ウ 予後を推測				

④予防・治療技術				
到達目標	研修内容	必要な症例数	研修歯科医の指導体制	修了判定の評価基準
ア 専門的な分野の情報を収集		2	指導歯科医・上級歯科医の指導のもと、治療の見学や介助を行う。	指導歯科医が知識・技能の評価を行う。必要に応じてレポートの提出を求める。
イ 専門的な分野を体験		2		
ウ POSに基づいた医療を説明	POSに基づいた医療について、指導医に説明する。	1		
エ EMBに基づいた医療を説明	EMBに基づいた医療について、指導医に説明する。	1		

⑤医療管理				
到達目標	研修内容	必要な症例数	研修歯科医の指導体制	修了判定の評価基準
ア 歯科医療機関の経営管理を説明	院内講習会やセミナーへ参加する。レポート作成を行う。	2	指導歯科医及び上級歯科医がレポート作成の際にサポートを行う。	レポートは指導歯科医が評価する。
イ 常に、必要に応じた医療情報の収集				
ウ 適切な放射線管理を実践				
エ 医療廃棄物を適切に処理				

⑥地域医療				
到達目標	研修内容	必要な症例数	研修歯科医の指導体制	修了判定の評価基準
ア 地域歯科保健活動を説明	兵庫県・淡路歯科医師会の講習会へ参加する。	1	指導歯科医・上級歯科医が臨床研修歯科医に患者を配当し、臨床研修歯科医は指導歯科医・上級歯科医の指導の下、治療を行う。	指導歯科医及び講師等が知識・技能の評価を行う。必要に応じてレポートの提出を求める。
イ 歯科訪問診療を説明				
ウ 歯科訪問診療を体験	可能であれば行う。	1		
エ 医療連携を説明	兵庫県における医療連携について、指導医に説明する。	1		